

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和2年12月1日

長崎地方法務局諫早支局 登記官 永 田 篤希雄

記

意見又は資料の提出先

〒850-8507

長崎市万才町8番16号 長崎地方法務局登記部門

又は 〒854-0022

諫早市幸町4番12号 長崎地方法務局諫早支局

| 手続番号 | 表題部所有者不明土地に係る所在事項 | 地目 | 地積(m ²) |
|----------------|-------------------|-----|---------------------|
| 3117-2020-0001 | 長崎県雲仙市愛野町乙916番 | 山林 | 23 |
| 3117-2020-0002 | 長崎県雲仙市愛野町乙1018番 | ため池 | 1744 |